

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

両親に国民年金の加入手続をしてもらって以降、ずっと保険料を納付しているはずである。未納となっている3か月分について、当時家計を管理していた母が保険料を納めていないはずがない。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間直後から60歳に到達するまで申立人の国民年金保険料は全て納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿等により、昭和44年7月頃に払い出されたことが確認でき、当該払出し時点において申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする同居の両親の記録は、国民年金制度発足当初から申立期間を含む60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているとともに、申立期間の前後を通じて、申立人は両親と農業に従事しており、住所の変更も無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 883 (事案 188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 60 年 3 月まで

申立期間については、A 村 (現在は、B 町) に住所を移し、民宿を営んでいた時期であり、詳細は覚えていないが、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は元妻に任せていた。元妻からは、保険料を納付したと聞いており、申立期間について保険料が未納となっているのは、納得できない。

今回、申立期間当時の住所が、A 村にあったことが確認できる C 組合が発行した領収書を提出するので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後に A 村において払い出されており、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」にも、昭和 60 年 4 月 1 日と記載されていること、ii) A 村における手帳記号番号の払出し以前に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立人が、A 村において住民登録されていた期間は、60 年 6 月 15 日から 62 年 10 月 26 日の間であり、申立期間については、申立人の住民票が A 村に無く、国民年金保険料を納付することができないこと、iv) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間同時に、A 村に住民登録があったことが確認できる資料として、C 組合が発行した昭和 59 年度のごみ処理手数料の領収書を提出しているが、B 町役場によると、「住民登録が無くても、

ごみ処理について、C組合を利用することは可能であったので、当該領収書をもって、申立人が、当時、A村に住所があったとは言えない。」と回答しており、当該資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人が経営していた民宿に係る不動産登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、D県E市に住所があったと考えられることから、E市において国民年金加入手続及び保険料納付を行った可能性について申立人に確認したところ、「元妻に国民年金加入手続及び保険料納付を任せていたので、自分では分からない。」としている上、元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、加入の状況及び保険料の納付状況は不明である。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年7月までの期間及び同年11月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から同年7月まで
② 平成5年11月から7年1月まで

当時勤務していた事業所から、厚生年金保険と国民年金の切替手続については説明を受けており、退職後に国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

申立期間が未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社退職後に、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間①及び②の国民年金加入記録は、平成11年5月13日に追加処理されたものであることが確認でき、申立期間当時は未加入であったことから、納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記号番号記載欄は未記載となっており、オンライン記録においても申立期間①及び②当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月及び同年6月

会社を退職した後に、1号被保険者への種別変更手続と妻の3号被保険者から1号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納めたはずであるが、妻は保険料納付済期間とされているにもかかわらず、自分は未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した預金通帳では、平成8年9月25日に申立人の預金口座から2か月分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できるところ、A市が保管する銀行支店別の保険料引落明細書によると、当該保険料は、申立人の妻の同年5月及び同年6月分の保険料であることが確認できる。

また、申立人は、「平成8年5月に会社を退職した後、自分と妻の国民年金の種別変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだ。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失（同年5月21日）したことによる申立人の妻の3号被保険者非該当処理及び申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得（同年7月22日）したことによる申立人の妻の3号被保険者該当処理がそれぞれ同年9月24日及び25日に行われている上、上述の保険料口座振替記録から、申立人の妻の種別変更手続は、申立人の厚生年金保険被保険者資格再取得後に行われたものと考えられる。

さらに、申立期間までに国民年金の2号被保険者以外の被保険者期間が無かった申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、2号被保険者から1号被保険者への種別

変更に伴う国民年金の手帳記号番号が新たに付番されているかを検索しても、申立期間に、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年12月までの期間及び9年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年12月まで
② 平成9年4月から同年11月まで

学生時代の期間が国民年金保険料の未納期間になっていたため、社会人になる前に未納の保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間が保険料の未納期間として記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生時代の国民年金未納保険料を、社会人になる前（平成10年4月1日より前）に一括して納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、10年4月7日付けで付番されており、それ以前に、別の基礎年金番号が付番された事情も見当たらない上、日本年金機構A事務センターは、「申立人の20歳到達は7年*月であることから、職権により10年4月に付番され、同年11月頃までの間に、申立人に基礎年金番号の通知が行われたものと考えられる。」と回答しており、申立人の主張と符合しない。

また、申立期間①と申立期間②に挟まれた平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料を11年2月26日及び同年4月2日に過年度納付していること、及び申立期間②と申立人が大学卒業後初めて厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間の9年12月から10年3月までの国民年金の保険料は、12年1月25日付けで充当処理されていることから、申立人が、基礎年金番号を付番された10年4月以降に、前述の過年度納付期間及び充当処理期間を除いて申立期間①及び申立期間②のみを一括納付したとは考え難い。

さらに、申立人に基礎年金番号が付番された平成10年4月時点において、

申立期間①のうち、7年10月から8年2月までの間は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間①の後の最初の納付日（11年2月26日）時点において、申立期間①は時効により納付できない。

加えて、申立人は、「母親からお金をもらって納付した。」と主張しているところ、その母親は、「未納保険料の納付のため、お金を渡したことは覚えているが、その時期等は覚えていない。」と回答している上、申立人自身の保険料の納付場所や納付時期の記憶が明確でないため、申立てに係る保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月、62年4月及び同年9月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月
② 昭和62年4月
③ 昭和62年9月から平成元年3月まで

A市役所で国民年金の納付記録を確認してもらった際、未納はないということで全て納付済みになっていたはずである。年金手帳に確認印も押してもらった。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成6年11月21日に追加されていることが確認できることから、申立期間①、②及び③は、当該記録追加前においては未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、当該記録整備時点において、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができず、それ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格取得及び喪失の日付が記入され、A市の押印が確認できることを申立ての根拠としているが、当該記録は、その筆跡及び押印の状況並びに記入された日付けから、平成6年9月21日以降に、A市においてまとめて記入されたものであることが推認できる上、当該記録は、申立人の国民年金被保険者資格期間を記入したものであり、保険料の納付状況を特定するものではない。

さらに、B村の被保険者名簿によると、申立期間①、②及び③は未加入期間

と記録され、A市の被保険者名簿（電算データ）では、申立期間①は未加入期間、申立期間②及び③は未納期間と記録されている。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、保険料納付に関する記憶が明確でない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から59年11月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から59年11月まで

国民年金に任意加入した際、実家の母からの強い勧めがあつて、付加年金にも同時に加入したはずである。A町（現在は、B市）から送られた納付書により、C信用金庫D支店においてその都度国民年金保険料及び付加保険料を納付した。

申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の付加年金の加入年月日欄は空欄である上、申立期間の納付記録は、定額保険料のみが納付されたことを示す「定」が押印されており、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる状況は確認できない。

また、B市は、「申立期間当時、定額保険料と付加保険料とは一つの納付書で合計額を納付する仕組みであつた。」と回答していることから、7年1か月と長期にわたる申立期間において、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年4月までの期間、同年8月から同年11月までの期間、同年12月、46年1月から47年7月までの期間、同年10月、48年8月及び49年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年4月まで
② 昭和44年8月から同年11月まで
③ 昭和44年12月
④ 昭和46年1月から47年7月まで
⑤ 昭和47年10月
⑥ 昭和48年8月
⑦ 昭和49年4月から同年8月まで

昭和49年頃に、将来を心配してくれた両親が、自分の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。母から「国民年金保険料の未払いとなっている分を支払っておいた。」と言われたことを覚えており、申立期間が未加入期間となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年頃に、両親が自分の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は53年9月頃に国民年金の加入を行ったと推認できるとともに、申立人の所持する年金手帳により、51年9月19日に遡って国民年金の被保険者資格を取得（その後、52年5月11日に訂正。）していることが確認できることから、申立期間はいずれも未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、それ以前に、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の当該加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に他界していることから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月から 15 年 2 月まで
申立期間の標準報酬月額が 20 万円又は 18 万円と記録されているが、毎月の給与額は従前と変わらず、32 万円ぐらいであったはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成 11 年 3 月から 14 年 11 月までの期間については、事業主から提出された 11 年分の源泉徴収簿、12 年分の年末調整資料、13 年分の源泉徴収簿及び 14 年分の年末調整資料によると、申立人の当該期間に係る給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している又はそれを下回っていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 14 年 12 月から 15 年 2 月までの期間については、事業主から提出された年末調整一覧表(15 年分)に記載された社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。